

## 観光学高等研究センター出版物等利用要項

(平成19年7月1日 観光学高等研究センター長裁定)

(目的)

**第1条** 観光学高等研究センター出版物等利用要項（以下「要項」という。）は、観光学高等研究センター（以下「センター」という。）の出版物等に掲載された論文・報告等の著作権とその利用について定め、もって、センターの出版物等の適正かつ広範な利用を促進することを目的とする。

(定義)

**第2条** 本要項における用語の定義は、以下のとおりである。

- (1) 出版物等 センターが出版、発行するすべての出版物、及び電子媒体又は電気通信回線によって提供される情報をいう。
- (2) 著作物 論説、短報、総説、討論、資料、解説、講座、口絵、書評、要旨、図・表・写真、雑録などにかかる著作物をいう。
- (3) 著作者 「観光創造」に関する論文等を創作し、センターに論文等を投稿した者をいう。  
注記) 著作権法上の著作者、いわゆる著者である。
- (4) その他 著作権法第2条に定める各定義は、本要項に準用する。

(著作権の帰属)

**第3条** 著作者は、センターの出版物等に掲載された著作物に関する国内外の一切の著作権（日本国著作権法第21条から著作権法第26条ならびに第27条および第28条に規定される総ての権利）を、センターに最終原稿が投稿された時点でセンターに無償譲渡する。

(範囲)

**第4条** 本要項は、センターの各出版物等に適用される。

(著作権の制限)

**第5条** 本要項の定めは、著作権法に定める著作権の制限規定による著作物の正当な利用行為を妨げるものではない。

(著作者による利用)

**第6条** 著作者が、自ら創作した著作物でその著作権がセンターに帰属しているものを利用しようとするときは、次の各号の場合に限り、センターの書面による許諾を得ることなしに無償で利用することができる。

- (1) 著作者（著作者でない者と共同で研究する場合を含む）が、自らの継続研究の素材として複製、改編して用いる場合。
- (2) 著作者（著作者でない者と共同で研究する場合を含む）が、前号によって利用したものを含む著作物を自らの研究の成果として発表・公表し、センターの著作権表示（及び改変したときはその旨）を明示した場合。ただし、発表・公表後速やかに発表・公表の態様に応じた必要な情報（例：論文として発表したときは、タイトル、執筆者、掲載誌など）センターに届け出なければならない。
- (3) 著作者が、自ら行う授業、講義、講演、研究発表のため受講者に交付する目的で複製する場合（複製部数を問わない。）、プロジェクター等により上映するために複製する場合、及びプロジェクター等により上映する場合。
- (4) 著作者が、自ら開設するホームページ、ブログ等において著作物のファイルをアップロードする場合。ただし、アップロード後速やかにアップロードファイルのURL

をセンターに届け出なければならない。

- 2 前項第4号については、センターがアップロードの中止を申し入れたときは、著作者はアップロードしたファイルを削除等し、ウェブを通じた開示、利用を中止しなければならない。
- 3 センターは、第1項に定める利用であっても、その利用が適切でないと認めたときはその利用を中止させることができる。

(第三者の利用)

- 第7条** 著作者以外の者が、センターに著作権が帰属する1つの著作物を利用する場合には、予め利用目的、及び利用態様（改変を伴うときは、改変後の内容、形状を含む。以下同様とする。）を明らかにした上で、センターからの書面による許諾を得なければならない。
- 2 センターは、前項の許諾に際し、条件を付すことができる。
  - 3 第1項によって許諾を受けた者は、利用に際しては、著作権表示を付さなければならない。
  - 4 センターは、許諾を得る際に明らかにされた利用目的と利用態様が異なること、あるいは付された利用条件に違反することを発見、認識したときは、許諾を取消し、あるいは違反状態の解消のため必要な措置を執ることができる。

(著作権の侵害)

- 第8条** センターが著作権を有する著作物に対して第三者による著作権侵害（あるいは侵害の疑い）があった場合、センターと著作者が対応について協議し、解決を図るものである。

(著作者への通知)

- 第9条** センターは、著作者以外の者に対して出版物等の利用を承認した場合、著作者（複数の場合は代表者）にその旨を通知する。

(免責)

- 第10条** センターに投稿された著作物が第三者の著作物その他の権利及び利益の侵害を生じさせた場合、当該著作物の著作者が一切の責任を負う。

(違反)

- 第11条** 利用条件に違反する状態が生じた場合には、センターは利用、貸与を停止する。

(手続)

- 第12条** 利用に関する手続及び細目については、別途、定める。

(要項の変更)

- 第13条** 本要項を変更する場合、センター会議の承認を得るものとする。

(実施期日)

- 第14条** 本要項は、平成19年7月1日から実施する。

附 則

本要項は、センターの各出版物等において「観光創造研究」にのみ適用される。